

## 改正公益通報者保護法に関する民間事業者向け 説明会（オンライン）の開催について

### 1. 目的

令和2年6月に公布された「公益通報者保護法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)の施行(令和4年6月1日予定)に先立ち、民間事業者の従業員、経営者等の皆様に、事業者に新たに課されることとなる内部公益通報対応体制の整備義務など、改正法の内容について御説明するため、標記の説明会を開催いたします。

本説明会では、改正法、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づく事業者が取るべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(本年8月20日告示)及び「公益通報者保護法に基づく指針の解説」(本年10月13日公表)の内容について御説明するほか、事前に参加予定者から受け付けた御質問にも言及する予定です。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、オンラインでの開催といたします。

### 2. 概要

- (1) 対象：民間事業者の従業員、経営者等  
(特に、コンプライアンス部門の担当者)
- (2) 定員：第5回追加分のみ200名(アカウント)程度
- (3) 日時：第1回：令和3年12月7日(火)14:00～16:30  
第2回：令和3年12月9日(木)14:00～16:30  
第3回：令和3年12月14日(火)14:00～16:30  
第4回：令和3年12月16日(木)14:00～16:30  
第5回：令和4年1月13日(木)14:00～16:30  
※いずれも13:30からオンライン説明会に入室可能
- (4) 形式：オンライン配信

### 3. 申込方法・受付期間

- (1) 消費者庁ウェブサイト上の登録フォームからお申込みください。

(2) 受付期間：各会場とも、【開催日前日の16時まで】

- ・参加申込みの受付は、原則として先着順といたします。
- ・受付期間内であっても定員に達し次第、受付を終了いたします。

#### 4. その他

- ・参加費は無料です。
- ・参加時、参加者のマイクやカメラは自動的にオフとなります。
- ・定員以上の申込みがあった場合及びオンライン会議のURL等の案内の送付を除き、参加申込みをされた方には特に連絡はいたしません。
- ・オンライン説明会に参加するためのURL等につきましては、オンライン説明会運営事務局（消費者庁が本説明会の運営支援業務を委託している事業者）から御連絡いたします。

説明会開催日の3営業日前までに申込みをされた方には、オンライン説明会運営事務局から、参加される説明会の2営業日前までにオンライン説明会に参加するためのURLをお送りいたします。

（2営業日前を過ぎて申込みをした方には、オンライン説明会運営事務局から、説明会開始までにURLをお送りいたします。）

- ・頂いた個人情報、必要な範囲で消費者庁が委託した事業者も保有することになりますが、本説明会の開催運営の目的以外には使用いたしません。また、説明会の開催運営が終わった後は消去いたします。
- ・事業者の取組を促進・支援する方策等を検討する際の参考資料とするため、公益通報者保護制度に関する取組の現状や今後の予定等に関するアンケートを実施する予定ですので、御協力をお願いいたします。
- ・説明会の内容の撮影及び録音は御遠慮ください。
- ・説明会の内容を記録する目的で、オンライン説明会を録音・録画することがあります。

以上

#### 《本件に関する問合せ先》

消費者庁 参事官（公益通報・協働担当）室

電話：03-3507-9253（直通）／FAX：03-3507-9286